

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会  
西東京ボランティア・市民活動センター所有機材等貸出規則

**(目 的)**

第1条 この規則は、西東京ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）が所有し、貸し出すことのできる機材（以下「貸出機材」という。）について有効な活用を図るために必要な事項を定め、市民活動を推進することを目的とする。

**(貸出機材)**

第2条 貸出機材の種類は別表第1のとおりとする。

**(貸出対象)**

第3条 貸出機材を借りることができる者は、原則としてボランティアグループ、NPO団体、福祉団体、福祉施設、教育機関、行政機関などとする。

2 使用の目的は、ボランティア活動および市民活動の推進、福祉教育の推進、公共の利益にかかるとし、営利活動、政治活動、選挙運動、宗教活動を目的としないものにかぎる。

**(貸出料金)**

第4条 貸出機材の貸出料金は別表第1のとおりとし、貸し出し時に徴収する。

**(貸出手続き)**

第5条 貸出機材の貸し出しを受けようとする者は、誓約を遵守することを条件に別紙機材借用申込書をボランティア・市民活動推進事業担当理事（以下「担当理事」という。）に提出しなければならない。

2 センターは貸出機材を貸し出すにあたって、貸出台帳を備え、貸し出しの状況を管理する。

**(貸出停止)**

第6条 担当理事は、貸出機材の貸し出しを受ける者が次の各号の一つに該当した場合は、貸し出しを停止することができる。

- (1) 貸出機材を使用目的に反して使用したとき
- (2) 貸し出しの期間を過ぎても返還しないとき
- (3) 貸出機材を他の団体または個人に転貸したとき。またはそのおそれがあるとき。

**(返 却)**

第7条 貸出機材の貸し出しを受けた者は、借用期間内に、貸し出しを受けた機材に汚損、毀損がないことを確認のうえ、センター事務所に返却しなければならない。

**(損害賠償)**

第8条 担当理事は、貸出機材の貸し出しを受けた者が貸出機材を汚損、毀損もしくは亡失したときには、現品、または金銭をもって賠償させることができる。

**(実施細目)**

第9条 この規則に定めのない貸出機材の貸し出しに関する事項は、担当理事がセンター運営委員会の意見を聞いてその都度定める。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年10月30日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年9月28日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

貸出機材の種類および貸出料金		
貸出機材名	貸出料金	備 考
プロジェクター	連続3日（2泊3日）まで 1日 500円	田無総合福祉センター内での使用は無料
簡易スクリーン	連続3日（2泊3日）まで 1日 100円	田無総合福祉センター内での使用は無料
ワイヤレスアンプ・マイク	連続3日（2泊3日）まで 1日 100円	ハンドマイク 1、ピンマイク 1 田無総合福祉センター内での使用は無料
綿菓子機	連続3日（2泊3日）まで 1日 1,000円	消耗品などは使用者負担
テレビセット	無料	田無総合福祉センター内での使用のみ
車いす	無料	日常生活での使用は対象外
高齢者擬似体験セット	無料	消耗品は貸出対象外